

上富田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

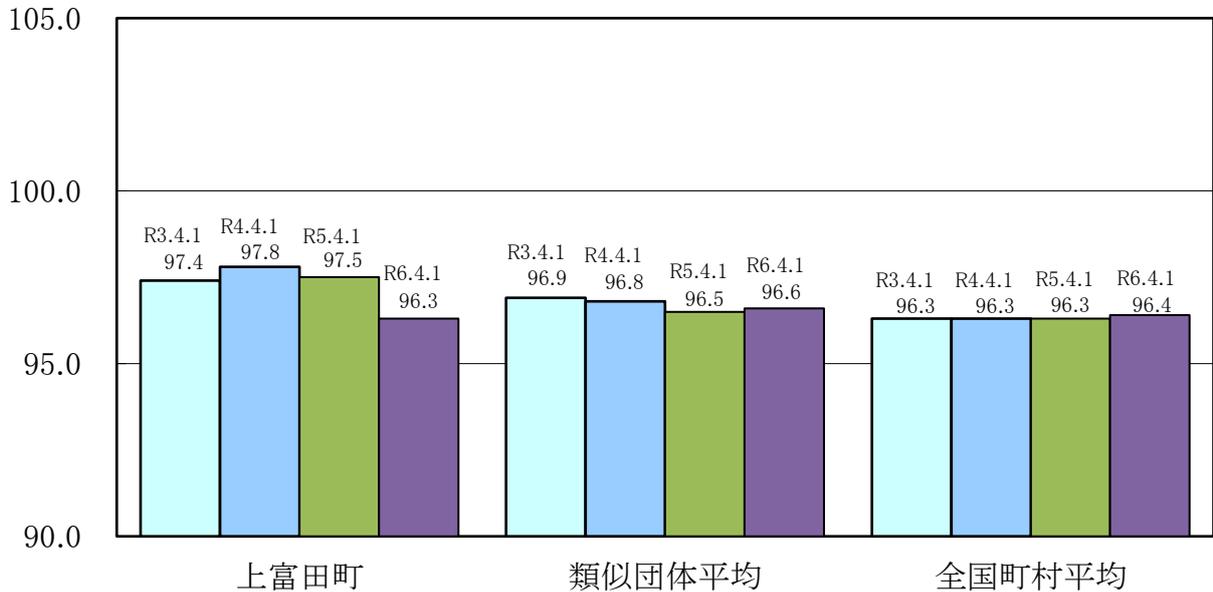
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	15,720	7,859,277	254,657	1,130,654	14.4	14.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	107	364,192	58,485	150,008	572,685	5,352	5,755

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の普通会計に属する人数です。また、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- 給料表の見直し 実施
 改定実施時期 平成27年4月1日
 内容 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上富田町	38.2 歳	291,500 円	349,177 円	314,953 円
和歌山県	42.7 歳	322,409 円	404,702 円	360,703 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.1 歳	310,320 円	364,026 円	339,903 円

②教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上富田町	** 歳	***** 円	***** 円
和歌山県	39.8 歳	349,466 円	395,119 円
類似団体	43.8 歳	316,278 円	354,481 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。
- 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「アスタリスク(*)」としています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		上富田町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
教育職	大学卒	196,200 円	226,100 円	—
	高校卒	166,600 円	183,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数9年	経験年数20年	経験年数24年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	249,700 円	331,450 円	366,300 円	396,600 円
区分		経験年数10年	経験年数21年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	高校卒	224,500 円	309,100 円	347,900 円	392,200 円

(注) 経験年数10年、20年、25年、30年に該当する職員がない場合は、近似の階層を選んで記載しています。

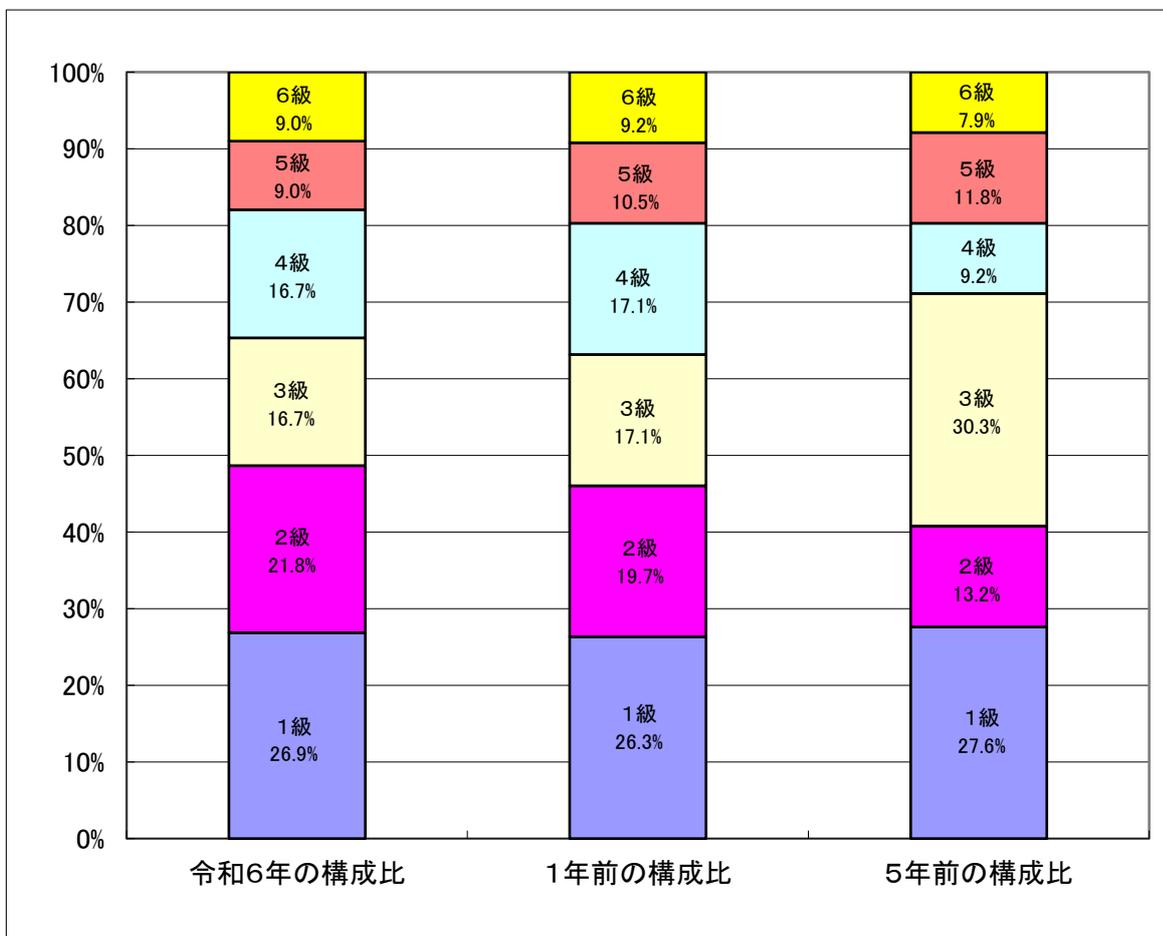
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

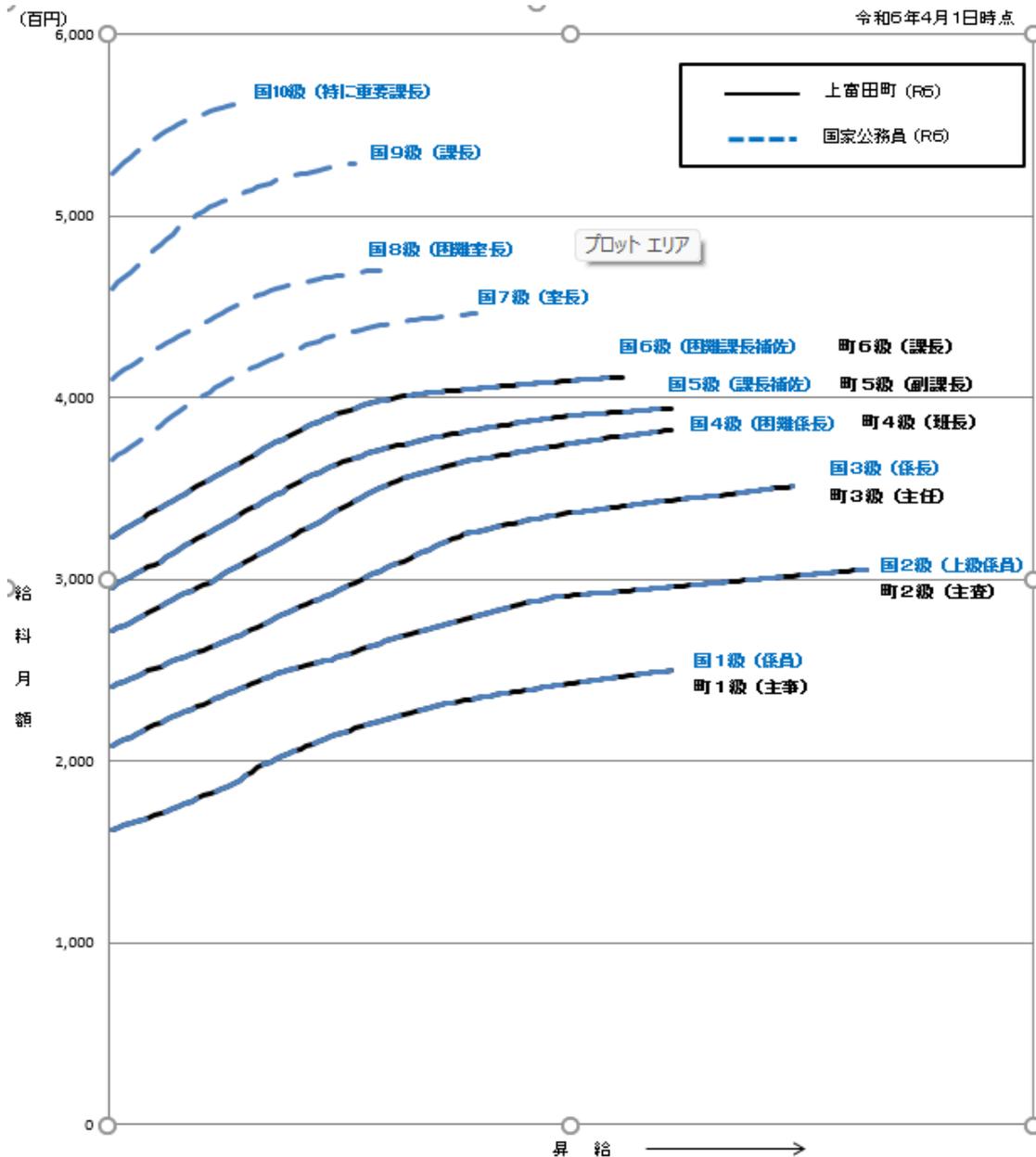
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 主事の職務 2 定型的な業務を行う保育士、栄養士又は調理師の職務	21 人	26.9 %	162,100 円	249,400 円
2 級	1 主査の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保育士、栄養士又は調理師の職務	17 人	21.8 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主任の職務	13 人	16.7 %	240,900 円	351,000 円
4 級	班長、主幹又は所長補佐の職務	13 人	16.7 %	271,600 円	382,000 円
5 級	副課長、副局長、検査員、所長又は副所長の職務	7 人	9.0 %	295,400 円	394,000 円
6 級	会計管理者、課長又は事務局長の職務	7 人	9.0 %	323,100 円	411,300 円

(注) 1 上富田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(上富田町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上富田町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,404 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,654 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(上富田町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

上富田町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		1,957 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		16,041 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		93.8 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫に従事する職員	感染症防疫作業	0 千円	1回につき 2,000円
非常災害等消防団出動の際に従事する担当職員の特殊勤務手当	消防水防業務に従事する職員	非常災害等消防団出動の際の連絡通信及び現場作業等	0 千円	1回につき 4,000円以内 ※6時間以上の場合 6,000円以内
非常災害の発生予測及び発生した場合の待機命令又は出動を命ぜられた職員の特殊勤務手当	全職員	非常災害の発生予測及び発生した場合の待機、出動	379 千円	1回につき 4,000円以内 ※6時間以上の場合 6,000円以内
新型コロナウイルスワクチン集団接種業務に従事する職員の特殊勤務手当	全職員	新型コロナウイルスワクチン集団接種業務	1,578 千円	1日につき 14,000円 (6時間を超える場合) ※3時間以下の場合 5,000円 ※3時間を超え6時間以下の場合 10,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	25,156 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	235 千円
支給実績(令和4年度決算)	33,908 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	332 千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(5) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 ・父母等 6,500円	同じ		9,943 千円	254,949 円
住居手当	住居を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて支給。 限度額 28,000円。	同じ		9,182 千円	306,067 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の者で、交通用具(自動車等)を使用している職員に対し、通勤距離に応じて支給。 月額2,000円～31,600円以内	同じ		3,686 千円	51,915 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。 ・課長 月額40,000円 ・副課長・所長 月額35,000円 ・副所長 月額30,000円	異なる	支給額	6,792 千円	323,429 円
管理職員特別勤務手当	①臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合、勤務時間に応じて支給。 ・課長級 8,500円、副課長級 7,000円 ※3時間未満 1/2、6時間超 150/100 ②災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。 ・課長級 4,300円、副課長級 3,500円	同じ		63 千円	21,000 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回4,400円	同じ		1,158 千円	18,381 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	720,000 円 (— 円)	(参考)類似団体における最高/最低額
			副町長
報酬	議長	300,000 円 (—)	420,000 円 / 268,000 円
	副議長	260,000 円 (—)	360,000 円 / 218,000 円
	議員	240,000 円 (—)	345,000 円 / 179,000 円
期末手当	町長	(令和5年度支給割合)	
	副町長	2.70 月分 加算	給与月額の35%
退職手当	議長	(令和5年度支給割合)	
	副議長	2.70 月分 加算	給与月額の10%
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	720,000×在職月数×43.3/100 590,000×在職月数×25.8/100	14,964,480円 任期毎 7,306,560円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

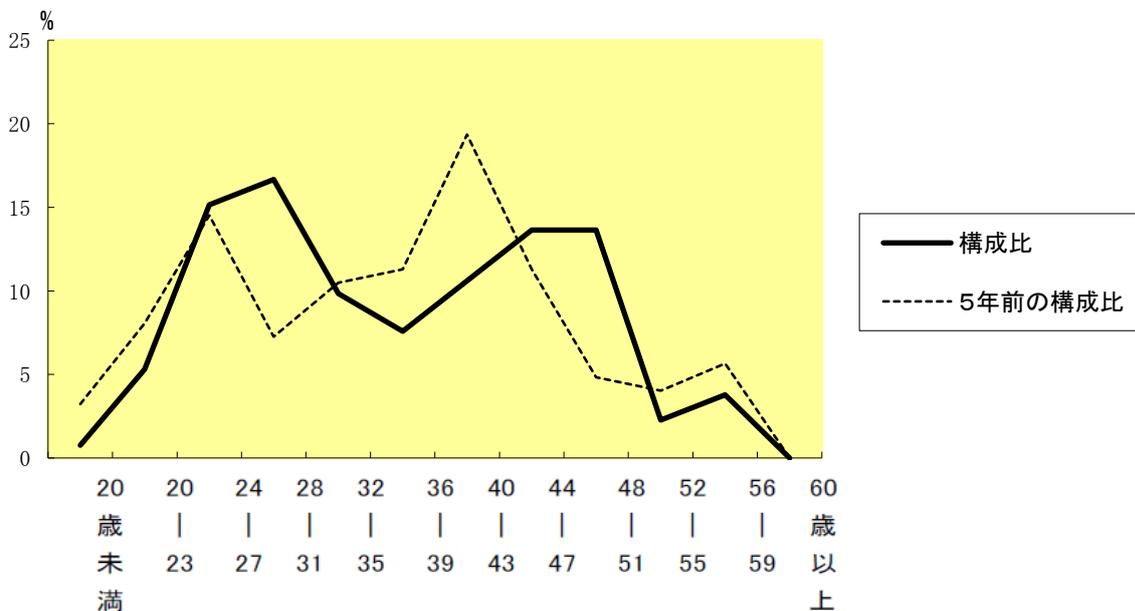
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所統合による減員等 ・新規業務による増員等
		総務・企画	23	23	0	
		税務	9	9	0	
		民生	35	34	△ 1	
		衛生	11	13	2	
		労働	0	0	0	
		農林水産	4	4	0	
		商工	3	4	1	
		土木	10	10	0	
	計	97	99	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.98 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.91 人)	
教育部門	10	10	0			
小計	107	109	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.34 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 95.14 人)		
公営企業会計等部門	水道	7	7	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	13	13	0		
	小計	23	23	0		
合計	130	132	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.97 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	20人	22人	13人	10人	14人	18人	18人	3人	5人	1人	132人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成31年(令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一般行政	91	92	91	94	97	99	8 (8.8 %)
教育	10	11	9	10	10	10	0 (0.0 %)
普通会計計	101	103	100	104	107	109	8 (7.9 %)
公営企業会計計	23	24	24	23	23	23	0 (0.0 %)
総合計	124	127	124	127	130	132	8 (6.5 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	367,205	130,112	48,231	13.1	11.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度	7	27,675	3,054	10,974	41,703	5,958	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上富田町水道事業	41.3 歳	343,822 円	504,123 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上富田町水道事業	団体平均
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,568 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

上富田町水道事業			団体平均	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置(2%~20%)			
(退職時特別昇給)	なし			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	11,058 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	525 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	75 千円
支給実績(令和4年度決算)	1,127 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	161 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

エ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 ・父母等 6,500円 	同じ		1,656 千円	414,000 円
住居手当	住居を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて支給。限度額 28,000円。	同じ		28 千円	28,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の者で、交通用具(自動車等)を使用している職員に対し、通勤距離に応じて支給。月額2,000円~31,600円以内	同じ		173 千円	34,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。 <ul style="list-style-type: none"> ・課長 月額40,000円 ・副課長 月額35,000円 	同じ		672 千円	336,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 460,880	千円 22,851	千円 15,442	% 3.4	% -

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 3	千円 8,700	千円 1,167	千円 3,275	千円 13,142	千円 4,381	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上富田町下水道事業	29.7 歳	230,533 円	346,305 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上富田町下水道事業		団体平均	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,092 千円		1,489 千円	
(令和5年度支給割合)			
期末手当 2.45 月分	勤勉手当 2.05 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%			

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

上富田町下水道事業			団体平均	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置(2%~20%)				
(退職時特別昇給)	なし			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	4,406 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	214 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	43 千円
支給実績(令和4年度決算)	- 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	- 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数
(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

エ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき5,000円 加算 ・父母等 6,500円 	同じ		288 千円	288,000 円
住居手当	住居を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて支給。限度額 28,000円。	同じ		540 千円	270,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の者で、交通用具(自動車等)を使用している職員に対し、通勤距離に応じて支給。月額2,000円～31,600円以内	同じ		125 千円	41,667 円